

調改令 7 第 1 号

印東加圧ポンプ場耐震及び劣化診断業務委託特記仕様書

令和 7 年 4 月

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

目 次

第 1 章	総 則	
1-1	適用範囲	1
1-2	業務委託の目的	1
1-3	業務委託の内容	1
1-4	仕様書等の適用	1
1-5	法令等の遵守	1
1-6	業務の施行	1
1-7	中立性の保持	2
1-8	秘密の保持	2
1-9	業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者等	2
1-10	技術者の資格	2
1-11	打合せ	2
1-12	監督職員	2
1-13	貸与資料	3
1-14	疑義の解釈	3
1-15	事故の防止	3
1-16	成果品の検査	3
1-17	成果品の帰属	3
1-18	納期	4
1-19	参考文献等の明記	4
1-20	提出書類及び成果品	4
第 2 章	印東加圧ポンプ場耐震・劣化診断業務委託	
2-1	業務の概要	5
2-2	施設の概要	5
2-3	設計協議	5
2-4	業務内容	5

第 1 章 総 則

1-1 適用範囲

1. 本特記仕様書は、次の業務委託（以下「本業務委託」という。）に適用する。
 - (1) 委託番号 調改令 7 第 1 号
 - (2) 委託名 印東加圧ポンプ場耐震及び劣化診断業務委託
 - (3) 委託箇所 佐倉市高崎 9 4 8 番地（印東加圧ポンプ場）
 - (4) 委託期限 契約日の翌日から令和 7 年 1 2 月 1 6 日限り

1-2 業務委託の目的

1. 本業務委託は、印旛広域水道用水供給事業における基幹施設である印東加圧ポンプ場ポンプ棟について、耐震・劣化診断業務を委託するものである。

1-3 業務委託の内容

- | | | |
|-------------|---|----|
| 1. 設計協議（共通） | 1 | 業務 |
| 2. 現地調査（共通） | 1 | 式 |
| 3. ポンプ棟耐震診断 | 1 | 式 |
| 4. ポンプ棟劣化診断 | 1 | 式 |
| 5. 照査 | 1 | 式 |

1-4 仕様書等の適用

1. 受注者は、本業務委託を施行するにあたって、業務委託契約書・本特記仕様書ほか以下を適用する。
 - (1) 設計図書
 - (2) 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道工事標準仕様書
 - (3) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和 3 年度版
（（一般社団法人）公共建築協会）
 - (4) 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説
2017（（一般財団法人）日本建築防災協会）
 - (5) 水道施設耐震工法指針・解説 2022（公益社団法人日本水道協会）
 - (6) その他公的な示方書・各種指針

1-5 法令等の遵守

1. 受注者は、業務の実施にあたり、建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法施行規則及び関連する法令等を遵守しなければならない。

1-6 業務の施行

1. 受注者は、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の目的を

十分理解したうえで、必要な知識と十分な経験を有する業務主任技術者を定め、かつ適切な人員を配置して最高技術を発揮するよう努力するとともに、正確で丁寧に行わなければならない。

1-7 中立性の保持

1. 受注者は、各種調査をはじめとする業務の実施にあたって、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

1-8 秘密の保持

1. 受注者は、本業務委託の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1-9 業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者等

1. 受注者は業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者、担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わなければならない。
2. 業務主任技術者（管理技術者）は、業務計画書を作成するとともに、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
3. 照査技術者は、照査計画書を作成するとともに、業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
4. 受注者は、業務の遅滞ない進捗を図るために、必要な担当技術者を配置しなければならない。

1-10 技術者の資格

1. 業務主任技術者（管理技術者）の資格要件は、一級建築士免許を有し、耐震診断・補強に関して深い知識と経験を有するものとする。
2. 照査技術者の資格要件も業務主任技術者（管理技術者）と同様とする。
3. 業務主任技術者（管理技術者）と照査技術者は兼ねる事が出来ない。

1-11 打合せ

1. 業務主任技術者（管理技術者）は、打合せには必ず出席するものとし、業務に関する打合せ等設計協議は、結果を速やかに記録し提出するものとする。

1-12 監督職員

1. 本業務委託は、組合監督職員（以下「監督職員」という。）が、業務委託契約

書、特記仕様書等に定められた事項の範囲において、業務施行上の指示及び監督を行うものとする。

受注者は、業務の施行にあたり、当該契約に基づき、組合が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

1-13 貸与資料

1. 本業務委託に必要となる資料のうち、組合が所有しているものはこれを貸与し、その他の資料は組合の仲介により受注者が収集するものとするが、これらの資料については、受注者の責任において厳重に保管するとともに、社外への提供ならびに公開は、一切これを認めない。

なお、貸与資料について、貸与期間中に紛失、損傷した場合は受注者の責任で弁済すること。

1-14 疑義の解釈

1. 受注者は、業務施行上必要と認められるもので、本特記仕様書に疑義を生じた場合、また、本特記仕様書に明記していない事項があるとき、あるいは、内容に相互符合しない事項がある場合は、事前に監督職員と協議し、その指示に従わなければならない。

1-15 事故の防止

1. 受注者は、現況調査等において、障害及び事故発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法規を遵守し、円滑にこれを行わなければならない。

損害・事故等が発生した場合の補償に要する費用は、受注者の負担とする。

1-16 成果品の検査

1. 受注者は、業務完了後、業務主任技術者（管理技術者）立会のうえ、成果品について検査を受けなければならない。

2. 成果品の検査において、指摘された箇所は、直ちに訂正し速やかに報告書等を納入しなければならない。

3. 業務完了後において、受注者の責に伴う契約の不適合が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。なお、これに要する経費は受注者の負担とする。

1-17 成果品の帰属

1. 成果品の帰属は全て組合とする。受注者が成果品を公表することについては、

一切これを認めない。

1-18 納期

1. 成果品の納期は本業務委託期間内とする。なお、納期前であっても業務のうち完成したものについては、提出を求める場合がある。

1-19 参考文献等の明記

1. 受注者は、本業務委託で参考とした文献や資料については、その文献、資料名を報告書に明記しなければならない。

1-20 提出書類及び成果品

1. 提出書類

- | | | |
|--|----------------|-----|
| (1) 業務着手届 | (契約後 7 日以内) | 2 部 |
| (2) 業務主任技術者 (管理技術者) 選任通知書 | (契約後 7 日以内) | 2 部 |
| 経歴書及び資格の写しを添付すること。
また、照査技術者及び各担当技術者についても提出すること。 | | |
| (3) 業務工程表 | (契約後 7 日以内) | 2 部 |
| (4) 業務カルテ (受注・変更・完了後 10 日以内) | | 1 部 |
| 登録内容確認書 | | |
| (5) 業務計画書及び照査計画書 | (契約後 15 日以内) | 2 部 |
| (6) 業務完了報告書 | (業務完了時) | 2 部 |
| (7) 業務引渡申出書 | (業務完了時) | 2 部 |
| (8) その他監督職員が必要と認めたもの | | 1 式 |

2. 成果品

- | | | |
|------------------------------|--|-----|
| (1) 報告書 (A4 版金文字黒表紙製本) | | 3 部 |
| (2) 報告書 (概要版) | | 3 部 |
| (3) 同 上 電子データ (CD または DVD) | | 3 枚 |
| (4) 打合せ記録 | | 2 部 |
| (5) その他監督職員が必要と認めたもの | | 1 式 |

第 2 章 印東加圧ポンプ場耐震及び劣化診断業務委託

2-1 業務の概要

1. 本業務委託は印旛郡市広域市町村圏事務組合が保有している印東加圧ポンプ場ポンプ棟の耐震性能を確認するため、耐震診断を行うものである。

また、診断の結果によって耐震性を向上させる必要があると判断された場合はその補強方法を検討し、概略の補強案を提案することで、今後の地震対策を作成するための資料とするものである。

あわせて、印東加圧ポンプ場ポンプ棟の外壁等の劣化状況について調査を行うものである。

2-2 施設の概要

委託箇所 佐倉市高崎948番地

対象施設 印東加圧ポンプ場 本館 鉄筋コンクリート造

地下1階、地上2階、延床面積 1,171.27㎡

形状 エキスパンションジョイントで水槽構造物（調整池）を構造上分離した水槽付建築物（Ⅱ型）である。

※水槽構造物（調整池）の耐震補強は完了している。

設計年度 1986年

2-3 設計協議

1. 印東加圧ポンプ場耐震・劣化診断業務委託を進める各段階において、組合と適宜協議し本業務を遂行する。

初回協議

中間協議2回

最終協議（納品時）

を予定する。

2-4 業務内容

1. 資料の収集

施設の現況把握を行うために診断に必要な設計条件等に係る資料収集を行う。

(1) 施設の名称、所在、用途、設計、施工年度、設計者、施工者等

(2) 施設の構造規模、構造形式

(3) 施設の竣工図、構造計算書、地質調査資料等

2. 履歴外観調査

調査対象建物の用途変更・増改築・被災等について施設管理担当職員からヒアリングを行う。

現地では建物の周囲や躯体及び仕上げについて亀裂発生・不同沈下・部材のたわみ・変形、劣化状況等について現況と設計図との相違、施工状態及び経年

変化等を調査する。

なお、劣化状況は図面及び写真等で記録を作成する。

3. コンクリート強度等の調査

調査対象建物から既設鉄筋の損傷に注意してコンクリートコアを採取し、圧縮強度試験（JISA1107）、コンクリートの中性化試験を行い、躯体コンクリートの現状を調査する。

コア採取は各階4本で合計12本とする。

なお、圧縮強度試験は公的機関に委託するものとする。

また、コア採取後の穿孔跡については、調査終了後速やかに調査前の状況（塗装を含む）に復旧する。

試験位置は別途協議によるものとし、採取場所が限定される屋上階段室はシュミットハンマー法による。

4. 性能の判定（耐震診断計算）

① 構造体（構造耐力上主要な部分）の耐震診断は、構造体全体を対象とし、現地調査により、対象施設の施工状況、劣化状況、増改築・改修の有無等を十便考慮して実施する。

なお、基礎構造にあつては、地盤の液状化等が発生する可能性も考慮して、必要に応じて診断を行う。

② 耐震診断対象施設に係る各荷重及び外力等については、当初の設計図書（設計図及び構造計算書）に基づくほか、現地調査等により確認施設の使用状況等を考慮して決定する。

③ 耐震診断基準

耐震診断の基準は以下による。

・「官庁施設の総合耐震診断・対津波対策基準及び同解説 令和3年度版
（一般社団法人）公共建築協会」

5. 耐震補強案の提案

耐震診断の結果、耐震性能を向上させる必要があると判断された場合は、補強後の施設機能、補強方法等を考慮した上で概略耐震補強計画案を作成し、かつこれに伴う概算工事費を算出する。

6. 仕上げの劣化調査

対象仕上げの劣化調査を目視にて実施する。

対象仕上げ：外壁、屋上、ベランダ、窓、トイレ

（外壁、屋上については、弁室も含む）

図面の作成、数量計算等の設計業務は本業務委託に含んでいない。

また、劣化診断において、構造検討、建築設備調査診断、アスベスト・PCBの含有調査は本業務委託に含んでいない。

7. 報告書の作成

耐震診断の報告書の作成に当たっては内容の確認し整合を図るものとする。

8. 照査

照査技術者は、上記の報告書の妥当性を照査する。